

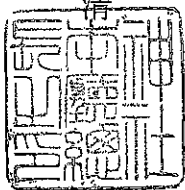
令和三年五月十二日

写

福島県神社庁

庁長 丹 治 正 博 殿

神社本庁総長 田 中 恆 清



要望書に対する回答について

令和三年四月二十日付で提出された貴職以下五名からの要望書に対し、左記の通り回答致します。

記

一、控訴に関しては、四月十三日開催の役員会では、その継続が決議された。「控訴反対の立場を表明された地区選出理事も多い」とあるが、多数意見は、この決議で明確に示されてゐる。付言すると、その決議の前に、一審を担当した内田智弁護士、控訴審から新たに加はった浅井隆弁護士から、判決の詳しい説明と控訴理由の骨子の説明もされてゐる。その上での決議である。

二、本訴訟に関しては、法律を遵奉して肅々と対応して行きたい。要望書は百合丘職舎の売却を「正当ではない売却」と批判するが、同じ文章において「緻密な審理による極めて合理的なもの」と評価してゐる判決において「背任行為は認められない」と確認されてをり、論理的に矛盾する主張である。また、要望書で「法律の専門家の意見」として控訴の勝算が無いと主張するが、具体的に誰の意見であるのか明示すべきであらう。ちなみに神社本庁は、控訴に関し、一審を担当した内田智弁護士と岩淵正樹弁護士に加へ、控訴審から

新たに加はった浅井隆弁護士の意見を参考にしてゐる。

三、現総長になつてから初めて当該業者と取引をしたのではなく、それ以前から取引してきた業者と慣例通りの方法で取引したことは裁判でも確認されてゐる。元総長以来の取引実績を参考に、前例を踏襲する形で契約に至つたのであり、第三者委員会の指摘の通り、今後の業者選定及び契約方法について、既に評議員会で議決し令和元年に財務規程を変更してゐる。

四、告発内容が事実でないことは裁判によつて確認されてゐる。事実に基づかない告発及びそれを誇張して報道した側を批判するのではなく、事実に基づかない告発により名誉を傷つけられた側を批判することは道理に反する。

五、「裁判の長期化を目論む戦略」といふのは憶測にすぎない。

六、神社本庁の運営は匿名のネット世論等ではなく、各県神社庁を代表されてゐる評議員の責任ある意見によつて決するものである。

七、「神社本庁を私物化し」、「利益の還流を得た」といふ事実が無かつたことは、裁判によつて確認されてゐるので、裁判記録をよく読んで戴きたい。また、裁判によつて背任行為が無かつたことは確認済みであるので、確固たる証拠もなく「利益の還流を得た」などといふ発言は、名誉棄損に該当しかねないので撤回して戴きたい。

八、神社新報社は神社本庁とは別組織であるので、神社新報社に要望すべきである。神社新報社が神社本庁に付度してゐるといふ事実はない。むしろ神社本庁としては、背任行為は無く、事実に基づかない告発により神社本庁役職員の名誉が損なはれたといふ、裁判で確認された事実をはつきり明示して欲しいと願つてゐる。

以上